

おくやみハンドブック ～ご遺族の方へ～

倉敷市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンや PC で簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認ができるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/33202>



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

倉敷市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成しました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様になんらかのお役に立てば幸いです。

倉敷市

事前準備について

倉敷市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

※死亡診断書（死亡届）は提出前にコピーを取っておくことをおすすめします。

STEP 1

各種手続きチェックリスト

チェックリストで必要な手続きを把握して、詳しい情報を各種手続きページでご確認ください。



スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなった方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。

URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/33202>



STEP 2

持ち物の確認

各種手続きのページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 3

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、倉敷市役所または各支所へお越しください。

本人確認書類について

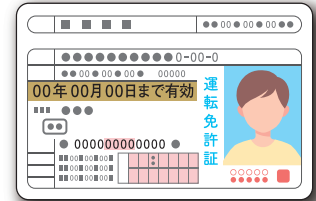
□ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

□ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書等、介護保険被保険者証、医療受給者証、年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



MEMO

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届 ○健康保険 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (33 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(39 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (39 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

倉敷市で必要な手続きについては7ページから、問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

市役所・支所に来られた際のご案内

手続きする窓口がわからない方は下記へお越しください。担当窓口をご案内します。

市役所・支所	フロア案内	所在地	電話番号
本庁 総合案内	1 階	西中新田640番地	☎ (086) 426-3030 ※市コールセンター
児島支所 市民課	1 階	児島小川町3681番地3	☎ (086) 473-1112
玉島支所 市民課	1 階	玉島阿賀崎1丁目1番1号	☎ (086) 522-8112
水島支所 市民課	1 階	水島北幸町1番1号	☎ (086) 446-1112
庄支所 市民係	1 階	上東756番地	☎ (086) 462-1212
茶屋町支所 市民係	1 階	茶屋町2087番地	☎ (086) 428-0001
船穂支所 市民税務係	1 階	船穂町船穂2897番地2	☎ (086) 552-5100
真備支所 市民課	1 階	真備町箭田1141番地1	☎ (086) 698-1113

※開庁時間 8時30分 ～ 17時15分

(木曜日は担当課によっては19時まで延長している場合があります)

※土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は休みです

その他市の関連機関

名称	所在地	電話番号
倉敷市保健所	笹沖170番地	☎ (086) 434-9800(代表)
倉敷市営住宅管理センター	阿知1丁目7番2号 くらしきシティプラザ西ビル6階	☎ (086) 430-0109

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

庁舎等施設案内

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
	☐	世帯主であった	P.8
健康保険・医療	☐	国民健康保険に加入していた	P.9-10
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.11-12
	☐	公害医療手帳を交付されていた	P.13
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.14
	☐	厚生年金に加入または受給していた	
税金	☐	市税の納付・ご相談	P.15
	☐	市民税・県民税・森林環境税が課税されていた	P.16
	☐	固定資産税が課税されていた	P.17
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.18
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.19
	☐	介護サービスを高額に支払っていた	P.20
福祉(障がい)	☐	身体障がい者手帳、療育手帳を交付されていた	P.21
	☐	精神障がい者保健福祉手帳を交付されていた	
	☐	障がい児福祉手当を受給していた	P.22
	☐	特別障がい者手当を受給していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.23
	☐	児童福祉年金を受給していた	P.24
	☐	自立支援医療受給者証(更生医療)を利用して通院していた	
	☐	自立支援医療受給者証(精神通院・育成医療)を利用して通院していた	
	☐	岡山県心身障がい者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.25-26
	☐	重度心身障がい者医療費の助成を受けていた	P.26
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.27
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	父・母と死別した義務教育就学中の児童の養育者	P.28
	☐	保護者と死別した義務教育就学中の児童の養育者	
	☐	ひとり親家庭等医療費の助成を受けていた	P.29
上下水道	☐	水道の使用者(契約者)であった	P.30
	☐	浄化槽を設置していた(浄化槽の管理者であった)	
その他	☐	市営住宅に入居していた	P.31
	☐	農地を所有していた	
	☐	犬の飼い主であった	P.32

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き カードの返却（不要です）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 なお、マイナンバーカード・個人番号通知カードを返却する必要はありません。	なし
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
—	市民課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3265

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却

手続き詳細	期 限		
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は戸籍の死亡届により廃止されます。印鑑登録証（カード）は返却してください。	なし		
	手続き可能な人		
	どなたでも可		
必要なもの	問い合わせ先		
□ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3265		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	○

世帯主であった

手続き 世帯主変更の手続き（原則、不要です）

手続き詳細	期 限		
世帯主が亡くなられた場合は、最も近い続柄の方（第1順位は配偶者）を自動的に新世帯主とさせていただいており、世帯主変更届は不要です。 他の方を世帯主にしたい希望がある場合は、世帯主変更の届出をしてください。	なし		
	手続き可能な人 同じ世帯の方		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 窓口へ来られる方の本人確認書類 ☐ 委任状（別の世帯の方が来られる場合）	市民課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3265		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	○

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

庁舎等施設案内

2. 健康保険・医療に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限		
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書等を回収しています。 ※市役所本庁または支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし		
	手続き可能な人		
	どなたでも可		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書等 その他の証（限度額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証認定証、特定疾病療養受領証）もお持ちの方は、あわせてご返却ください。	国民健康保険課（本庁舎 1 階） ☎ 086-426-3282		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	○

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限		
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主または施主）に葬祭費として50,000円が支給されます。 ※他の健康保険などから葬祭費（埋葬料）などが支給される場合、死亡の原因が交通事故など第三者の行為によるもので第三者（加害者）から葬祭にかかる費用について賠償を受ける場合は、支給されません。	葬祭を行った日の翌日から2年間		
	手続き可能な人		
	葬祭を行った方		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 葬祭を行った方の本人確認書類 ☐ 葬祭を行った方が確認できるもの（葬儀代の領収書や会葬礼状など） ☐ 葬祭を行った方の口座番号がわかるもの	国民健康保険課（本庁舎 1 階） ☎ 086-426-3282		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	○

国民健康保険に加入していた

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限								
世帯主が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申請ができます。	診療日の属する月の翌月 1日から起算して2年間								
	手続き可能な人								
	・新世帯主（国民健康保険に加入されている方） ・相続になる場合は、相続人代表者								
必要なもの	問い合わせ先								
☐ 申請者の本人確認書類 ☐ 申請者の振込口座のわかるもの ☐ 申請月の領収書 【相続人代表者が申請される場合】 ☐ 亡くなられた世帯主の出生から亡くなられるまでの戸籍謄本の写し ☐ 相続人代表者を除く相続人全員からの委任状 ☐ 公正証書の写し（公正証書の場合は、戸籍謄本の写しや委任状は不要）	国民健康保険課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3282								
	手続きできる場所								
	<table><tr><td>本庁</td><td>児島・玉島 水島・真備</td><td>船穂</td><td>庄 茶屋町</td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr></table>	本庁	児島・玉島 水島・真備	船穂	庄 茶屋町	○	○	○	—
本庁	児島・玉島 水島・真備	船穂	庄 茶屋町						
○	○	○	—						

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

庁舎等施設案内

2. 健康保険・医療に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 後期高齢者医療資格確認書などの返却

手続き詳細	期 限		
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書などを回収しています。 ※市役所本庁または支所の窓口での返却が難しい場合には、郵送での返却も可能です。	—		
	手続き可能な人 どなたでも可		
必要なもの	問い合わせ先		
□ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書など ※その他の証（限度額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証）もお持ちの方は、あわせてご返却ください。	医療給付課（本庁舎 1 階） ☎ 086-426-3395		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	○

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限		
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費として50,000円が支給されます。	葬儀を行った日の翌日から 2年間		
	手続き可能な人		
	喪主の方		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 後期高齢者医療資格確認書など（返却） ☐ 喪主の口座番号がわかるもの	医療給付課（本庁舎 1 階） ☎ 086-426-3395		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	○

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限						
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立申請ができます。 ※後日、対象の方に申請書を郵送します。	診療月の翌月1日から 起算して2年以内						
	手続き可能な人						
	相続人代表者						
必要なもの	問い合わせ先						
☐ 相続人代表者の口座番号がわかるもの ☐ 相続関係を確認できる書類（戸籍謄本など）の写し	医療給付課（本庁舎 1 階） ☎ 086-426-3395						
	手続きできる場所						
	<table><tr><td>本庁</td><td>児島・玉島 水島・真備</td><td>庄・茶屋町 船穂</td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂	○	○	○
本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂					
○	○	○					

手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限	
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に後期高齢医療に関するお手紙を送付する場合があります。独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は、同届をご提出ください。なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。	約2週間以内	
	手続き可能な人	
	相続人代表者	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 届出者の本人確認書類	医療給付課（本庁舎 1 階） ☎ 086-426-3395	
	手続きできる場所	
本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
○	○	○

2. 健康保険・医療に関する手続き

公害医療手帳を交付されていた

手続き 公害医療手帳の返却

手続き詳細	期 限		
亡くなられた方が公害医療手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。 なお、葬祭費等が支給される場合がありますので、医療給付課にお問い合わせください。	できるだけ速やかに		
	手続き可能な人 喪主の方		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 申請者の本人確認書類 ☐ 公害医療手帳 ☐ 喪主の口座番号がわかるもの ☐ 喪主とわかるもの（葬儀代の領収書など） ☐ 死亡診断書の写し	医療給付課（本庁舎 1 階） ☎ 086-426-3398		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	—	—

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限		
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって、手続きの内容、必要書類、手続き先が異なります。 ※お電話でのご案内を希望される方は、亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、ねんきんダイヤルまたはお近くの年金事務所へお問い合わせください。 ※市役所の国民年金担当窓口へお越しいただいた方は、お話をうかがった上で日本年金機構に照会をし、手続き内容などをご案内します。 ※年金事務所などへのご案内になることがあります。	できるだけ速やかに		
必要なもの	手続き可能な人		
	状況により異なりますので、お問い合わせください。		
	問い合わせ先		
亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、お問い合わせください。 ※お電話でのご案内を希望される方は、亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、ねんきんダイヤルまたはお近くの年金事務所へお問い合わせください。 ※市役所の国民年金担当窓口へお越しいただいた方は、お話をうかがった上で日本年金機構に照会をし、手続き内容などをご案内します。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 倉敷東年金事務所 ☎ 086-423-6150 市民課 国民年金係（本庁舎1階） ☎ 086-426-3291		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	○

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって、手続きの内容、必要書類、手続き先が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、ねんきんダイヤルまたはお近くの年金事務所にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	状況により異なりますので、お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、お問い合わせください。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 倉敷東年金事務所 ☎ 086-423-6150 倉敷西年金事務所 ☎ 086-523-6395

4. 税金に関する手続き

市税の納付・ご相談

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限		
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。 また、納付状況などが分からない場合はお問い合わせください。	納税通知書に記載の 納期限まで		
	手続き可能な人		
	相続人		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 相続人の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方の納税通知書、納付書など	納税課（本庁舎 2 階） ☎ 086-426-3205		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	○

手続き② 口座振替の変更・廃止の手続き

手続き詳細	期 限		
亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、口座振替の変更または廃止の手続きをしてください。 ※固定資産税について、年内に相続登記をした場合は、翌年度からは新所有者が納税義務者となります。相続登記がまだの場合は、現所有者が納税義務者となります。翌年度以降の口座振替を希望する場合は、新たな納税義務者名で口座振替の手続きを行ってください。	＜振替口座を変更する場合＞ 振替日の2ヶ月前 ＜振替口座を廃止する (納付書で納付する) 場合＞ 随時		
必要なもの	手続き可能な人		
	相続人		
	問い合わせ先		
	納税課（本庁舎2階） ☎ 086-426-3205		
☐ 相続人の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方の納税通知書、納付書など ＜振替口座を変更する場合＞ ☐ 通帳など、変更後の振替口座の確認書類 ☐ 振替口座の届出印 ＜振替口座を廃止する（納付書で納付する）場合＞ ☐ 相続人の認印	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	○

市民税・県民税・森林環境税が課税されていた

手続き 相続人代表届の提出

手続き詳細	期 限			
亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合、市民税・県民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。 家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。	—			
	手続き可能な人			
	相続人			
必要なもの	問い合わせ先			
☐ 代表者となる方の本人確認書類（代表となる方が来庁する場合） ☐ 亡くなられた方の納税通知書、納付書など	市民税課（本庁舎2階） ☎ 086-426-3181			
	手続きできる場所			
	本庁	児島・玉島 水島・真備	船穂	庄 茶屋町
	○	○	○	—

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産税が課税されていた

手続き 現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限								
固定資産税の納税通知書が亡くなられた方に届いていた場合、相続人のうち1人に固定資産現所有者申告書を送付します。送付時期は、亡くなられた時期により異なりますが、原則、亡くなられた年度に送付します。なお、固定資産現所有者申告書を送付する前に、課税対象物件全てについて所有権移転登記（未登記の家屋がある場合は、家屋納税義務者変更）を完了されていることが確認できた場合は、送付していません。※亡くなられた方の住所が市外の場合は、ご連絡ください。※償却資産の申告をしている方は、別途通知を送付します。	現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで ※償却資産は通知に記載の日まで								
必要なもの	手続き可能な人								
☐ 相続人の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本、附票など）	相続人								
	問い合わせ先								
	資産税課（本庁舎2階） ☎ 086-426-3191								
	手続きできる場所								
	<table><tr><td>本庁</td><td>児島・玉島 水島・真備</td><td>船穂</td><td>庄 茶屋町</td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr></table>	本庁	児島・玉島 水島・真備	船穂	庄 茶屋町	○	○	○	—
本庁	児島・玉島 水島・真備	船穂	庄 茶屋町						
○	○	○	—						

手続き 家屋納税義務者変更申告書の提出

手続き詳細	期 限			
亡くなられた方が未登記の家屋を所有していた場合、手続きが必要です。 変更手続きには相続人全員が了承していること、物件が特定できていることなどが必要となります。 必要書類についてはお問い合わせください。	—			
	手続き可能な人			
	相続人			
必要なもの	問い合わせ先			
☐ 相続人の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）	資産税課（本庁舎2階） ☎ 086-426-3197			
	手続きできる場所			
	本庁	児島・玉島 水島・真備	船穂	庄 茶屋町
	○	○	○	—

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限		
亡くなられた方名義の車両を使用しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	軽自動車税は毎年4月1日時点で課税されます。廃車・名義変更の手続きは3月31日までに行ってください。		
	手続き可能な人		
	どなたでも可		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 手続きする方の本人確認書類 ☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書	税制課（本庁舎2階） ☎ 086-426-3175		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	○

手続き② 名義変更

手続き詳細	期 限						
亡くなられた方名義の車両を使用する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人などが名義変更する場合で、市外在住の方は、住所地での登録手続きが必要となります。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	軽自動車税は毎年4月1日時点で課税されます。廃車・名義変更の手続きは3月31日までに行ってください。						
	手続き可能な人						
	相続人 ※相続人以外の方が手続きされる場合には、相続人からの譲渡証明書が必要となります。						
必要なもの	問い合わせ先						
☐ 手続きする方の本人確認書類 ☐ 標識交付証明書 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 譲渡証明書（相続人以外に名義変更する場合）	税制課（本庁舎2階） ☎ 086-426-3175						
	手続きできる場所						
	<table><tr><td>本庁</td><td>児島・玉島 水島・真備</td><td>庄・茶屋町 船穂</td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂	○	○	○
本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂					
○	○	○					

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 介護保険被保険者証などの返却

手続き詳細	期 限		
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却してください。 ※市役所本庁または支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし		
	手続き可能な人		
	どなたでも可		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	介護保険課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3343		
	手続きできる場所		
	本庁 ○	児島・玉島 水島・真備 ○	庄・茶屋町 船穂 —

手続き② 相続人による送付先届の提出

手続き詳細	期 限						
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙などを送付する場合がございます。独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。なお、既に送付先届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先届を郵送でお送りします。	できるだけ速やかに						
	手続き可能な人						
	相続人						
必要なもの	問い合わせ先						
☐ 相続人の本人確認書類	介護保健課（本庁舎 1 階） ☎ 086-426-3343						
	手続きできる場所						
	<table><tr><td>本庁</td><td>児島・玉島 水島・真備</td><td>庄・茶屋町 船穂</td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr></table>	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂	○	○	—
本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂					
○	○	—					

介護サービスを高額に支払っていた

手続き 相続人による高額介護（介護予防）サービス費支給申請書の提出

手続き詳細	期 限		
介護サービスを利用したときに支払う利用者負担額が1ヶ月の利用者負担限度額を超えた場合は、超えた部分が高額介護（介護予防）サービス費として、申請によって払い戻されます。また、申請書を提出されている方で、高額介護サービス費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合には、振込先変更の申請が必要です。	サービス利用月の翌月から 2年間		
	手続き可能な人		
	相続人代表者		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 相続人代表者の口座番号がわかるもの（通帳など）	介護保健課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3343		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	—

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

庁舎等施設案内

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障がい者手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障がい者手帳、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障がい者手帳、療育手帳	障がい福祉課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3305
	手続きできる場所
	本庁
	児島・玉島 水島・真備
	庄・茶屋町 船穂
	○ ○ —

精神障がい者保健福祉手帳を交付されていた

手続き 手帳の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が精神障がい者保健福祉手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の精神障がい者保健福祉手帳	保健所保健課 （笹沖 170 番地） ☎ 086-434-9823
	手続きできる場所
	保健所
	児島・玉島 水島・真備
	庄・茶屋町 船穂
	○ ○ —

障がい児福祉手当を受給していた

手続き

障がい児福祉手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払障がい児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限		
亡くなられた方が障がい児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	できるだけ速やかに		
	手続き可能な人		
	状況により異なりますのでお問い合わせください。		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 本人確認書類 ☐ 印鑑	障がい福祉課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3305		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	—

特別障がい者手当を受給していた

手続き

特別障がい者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障がい者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限		
亡くなられた方が特別障がい者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	できるだけ速やかに		
	手続き可能な人		
	状況により異なりますのでお問い合わせください。		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 本人確認書類 ☐ 印鑑	障がい福祉課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3305		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	—

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届兼未払手当請求書の提出
(受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限		
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内		
	手続き可能な人		
	親族		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 本人確認書類 ☐ 未払い分がある場合は、支給対象児童の振込口座の通帳 ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、認定請求者の振込口座の通帳	子育て支援課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3314		
	手続きできる場所		
	本庁 ○	児島・玉島 水島・真備 ○	庄・茶屋町 船穂 —

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限		
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内		
	手続き可能な人		
	親族		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 本人確認書類	子育て支援課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3314		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	—

児童福祉年金を受給していた

手続き 児童福祉年金資格変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童福祉年金を受給していた場合、新たな保護者に受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
必要なもの ☐ 本人確認書類 ☐ 新たな保護者の振込口座の通帳	親族
	問い合わせ先
	子育て支援課（本庁舎 1 階） ☎ 086-426-3314
	手続きできる場所
	本庁 児島・玉島・水島・真備 庄・茶屋町・船穂
	○ ○ —

自立支援医療受給者証（更生医療）を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	なし
	手続き可能な人
必要なもの ☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療）	どなたでも可
	問い合わせ先
	障がい福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 086-426-3305
	手続きできる場所
	本庁 児島・玉島・水島・真備 庄・茶屋町・船穂
	○ ○ —

自立支援医療受給者証（精神通院・育成医療）を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（精神通院・育成医療）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	なし
	手続き可能な人
必要なもの ☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（精神通院・育成医療）	どなたでも可
	問い合わせ先
	保健所保健課（笹沖 170 番地） ☎ 086-434-9823
	手続きできる場所
	保健所 児島・玉島・水島・真備 庄・茶屋町・船穂
	○ ○ —

6. 福祉（障がい）に関する手続き

岡山県心身障がい者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障がい届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限		
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内		
	手続き可能な人		
	年金を受給する方または、扶養年金管理者		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 本人確認書類 ☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの ☐ 岡山県心身障がい者扶養共済制度加入証書	障がい福祉課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3305		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	—

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障がい届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限		
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。	受給予定者が 亡くなられた日から3年以内		
	手続き可能な人		
	年金加入者または、 扶養年金管理者		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 本人確認書類 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの ☐ 岡山県心身障がい者扶養共済制度加入証書	障がい福祉課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3305		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	—

岡山県心身障がい者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障がい届出書の提出

手続き詳細	期 限		
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障がい届出書の提出の手続きをしてください。	死亡日から14日以内		
	手続き可能な人		
	相続人		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 本人確認書類 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 岡山県心身障がい者扶養共済制度加入証書	障がい福祉課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3305		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	—

重度心身障がい者医療費の助成を受けていた

手続き 受給資格証の返却、資格喪失届および医療費給付申請・受領申立の手続き（未請求や未払いの医療費がある方）

手続き詳細	期 限		
亡くなられた方が重度心身障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書がある場合は請求の手続きが、未払いの医療費がある場合は受領申立の手続きが必要です。	医療費の請求は、受診月の翌月1日から起算して5年以内		
	手続き可能な人		
	親族		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 亡くなられた方の重度心身障がい者医療費受給資格証 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求、未払い分の医療費がある場合は相続人の振込口座のわかるもの（通帳など）	医療給付課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3395		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	—

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限		
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当の請求および受給者の変更について、手続きが必要となります。	受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内		
	手続き可能な人		
	受給者が亡くなられた後、対象児童を養育する方		
必要なもの	問い合わせ先		
【受給予定者の場合】 ☐ 本人確認書類 ☐ 振込口座の通帳 【未支払の児童手当がある場合】 ☐ 支給対象児童の振込口座の通帳	子育て支援課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3314		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	○

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届兼未払手当請求書の提出

手続き詳細	期 限		
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要となります。	14日以内		
	手続き可能な人		
	親族		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 亡くなられた方の児童扶養手当証書 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 支給対象児童の振込口座の通帳	子育て支援課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3314		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	—

父・母と死別した義務教育就学中の児童の養育者

手続き 遺児教育年金の手続き

手続き詳細	期 限
父・母が病気や事故で死亡した場合、義務教育就学中の児童の養育者に年金を支給します。年金額は、児童1人当たり月額1,500円です。	できるだけ速やかに ※申請月の翌月分から支給
	手続き可能な人
	児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 学校長の証明 ☐ 戸籍謄本（死亡時に倉敷市以外に住民登録があった人） ※通学中の学校を通じて申請してください。	子育て支援課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3314

保護者と死別した義務教育就学中の児童の養育者

手続き 遺児激励金の手続き

手続き詳細	期 限
保護者と死別した義務教育就学中の児童の養育者に支給します。 （児童1人につき） ①入学激励金 10,000円（小、中学校入学時） ②卒業激励金 10,000円（中学校卒業時） ③保護者死亡見舞金 10,000円（義務教育就学中）	できるだけ速やかに ※理由発生から2年以内に 申請のこと
	手続き可能な人
	児童を養育する方 （生活保護世帯、または生活保護世帯に準じる生活状況の世帯に限る。）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 学校長の証明 ☐ 戸籍謄本（死亡時に倉敷市以外に住民登録があった人） ※通学中の学校を通じて申請してください。	子育て支援課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3314

7. 子どもに関する手続き

ひとり親家庭等医療費の助成を受けていた

手続き

受給資格証の返却、資格喪失届および医療費給付申請・
受領申立の手続き（未請求や未払いの医療費がある方）

手続き詳細	期 限		
亡くなられた方がひとり親家庭等医療費助成を受給していた場合、 死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収 書があれば請求の手続きが、未払いの医療費がある方は、受領申立 の手続きが必要です。	医療費の請求は、受診月の 翌月1日から起算して5年以内		
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 親族		
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費受給資格証 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求、未払い分の医療費がある場合は相続人の振込口座 のわかるもの（通帳など）	医療給付課（本庁舎1階） ☎ 086-426-3395		
	手続きできる場所		
	本庁	児島・玉島 水島・真備	庄・茶屋町 船穂
	○	○	—

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

水道の使用者（契約者）であった

手続き 使用者名の変更または使用中止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のお名前で水道の使用者名を登録されている場合 ① 引き続き同じ場所で水道をご使用の場合：使用者名の変更が必要です。 ※亡くなられた方が口座引き落としの名義人である場合も、変更が必要です。 ② 水道のご使用を中止する場合：使用中止の届け出が必要です。 ※電話手続き可（電子申請もできます）	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
	親族または同居の方
なし	問い合わせ先
	（倉敷地区）本庁窓口 ☎ 086-426-3661 （児島地区）児島窓口 ☎ 086-473-1125 （玉島・船穂・真備地区）玉島窓口 ☎ 086-522-8123 （水島地区）水島窓口 ☎ 086-446-1611



浄化槽を設置していた（浄化槽の管理者であった）

手続き 浄化槽管理者の変更または浄化槽の休止

手続き詳細	期 限
浄化槽の管理者の変更または浄化槽の休止の手続きが必要です。合併浄化槽設置推進室へ届け出てください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
	親族または同居の方
□ 休止届出書（清掃の記録を添付してください）	問い合わせ先
	合併浄化槽設置推進室 （本庁舎 2 階） ☎ 086-426-3583

9. その他の手続き

市営住宅に入居していた

手続き 退居または入居者変更手続き

手続き詳細	期 限
退居または入居者の変更（承継もしくは転出）の手続きが必要です。 倉敷市営住宅管理センターまでご連絡ください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 親族または同居の方
必要なもの	問い合わせ先
※状況により異なるため、お問い合わせください。	倉敷市営住宅管理センター （くらしきシティプラザ西ビル6階） ☎ 086-430-0109

農地を所有していた

手続き 所有者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地を所有または賃貸借していた場合、農業委員会へ届出が必要です。	亡くなられた方が農地の所有者であった場合は、相続登記をしたのち
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
—	農業委員会事務局（本庁舎7階） 倉敷・水島地区 ☎ 086-426-3895 児島地区 ☎ 086-473-4374 玉島地区 ☎ 086-522-8126 真備地区 ☎ 086-698-5042 庄地区 ☎ 086-462-1212 茶屋町地区 ☎ 086-428-0001 船穂地区 ☎ 086-552-5110

犬の飼い主であった

手続き 飼い主の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が犬の飼い主の場合は、飼い主の変更手続きが必要です。	30日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 飼い犬の鑑札 (なくても可)	保健所生活衛生課 (笹沖 170 番地) ☎ 086-434-9829

市役所でできる相談・手続き

項目	問い合わせ	内容
家の中の多量のごみ処理を希望される場合	資源循環推進課 (本庁舎 2 階) ☎ (086) 426-3375 ※ 真備地区の方 真備支所市民課環境係 ☎ (086) 698-1114	遺品整理や引っ越しなどに伴い、一時的に多量に排出される家庭ごみについて、一般廃棄物収集運搬許可業者に有料で運搬委託できる制度を利用できます。 まずは、資源循環推進課 (真備地区の方は真備支所市民課環境係) までご相談ください。
相続などについて専門家による相談	生活安全課 (本庁舎 1 階) ☎ (086) 426-3111	弁護士、司法書士、行政書士による無料相談 (内容や日程などは市HPでご確認ください。) 
被相続人居住家屋等確認申請書に関する問い合わせ	建築指導課 (本庁舎 6 階) ☎ (086) 426-3501	亡くなられた方が居住していた家屋を相続して、一定の期間内に条件を満たした土地や家屋を譲渡した場合、譲渡所得の特別控除を受けられる場合があります。
空き家に関する問い合わせ	建築指導課 (本庁舎 6 階) ☎ (086) 426-3501	空き家の管理や活用方法など (亡くなられた方の所有家屋が空き家となる場合など)

市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

庁舎等施設案内

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き ※ご遺族に返納の義務はありません	倉敷運転免許センター ☎ 086-426-0110
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

市役所以外での相談・手続き

項目	問い合わせ先	
土地・家屋などの相続登記に関する問い合わせ	岡山地方法務局 倉敷支局	☎ (086) 422-1260
所得税や相続税など国税に関する問い合わせ	倉敷税務署	☎ (086) 422-1201 (代表)
	児島税務署	☎ (086) 472-2630 (代表)
	玉島税務署	☎ (086) 522-3121 (代表)
自動車税など県税に関する問い合わせ	岡山県備中県民局 税務部	☎ (086) 434-7012
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下のバイク）、二輪の小型自動車（250cc超のバイク）の名義変更や廃車に関する問い合わせ	中国運輸局 岡山運輸支局	☎ (050) 5540-2072
軽自動車の名義変更や廃車に関する問い合わせ	軽自動車検査協会 岡山事務所	☎ (050) 3816-3084

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

庁舎等施設案内

銀行口座凍結時の解除の方法

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

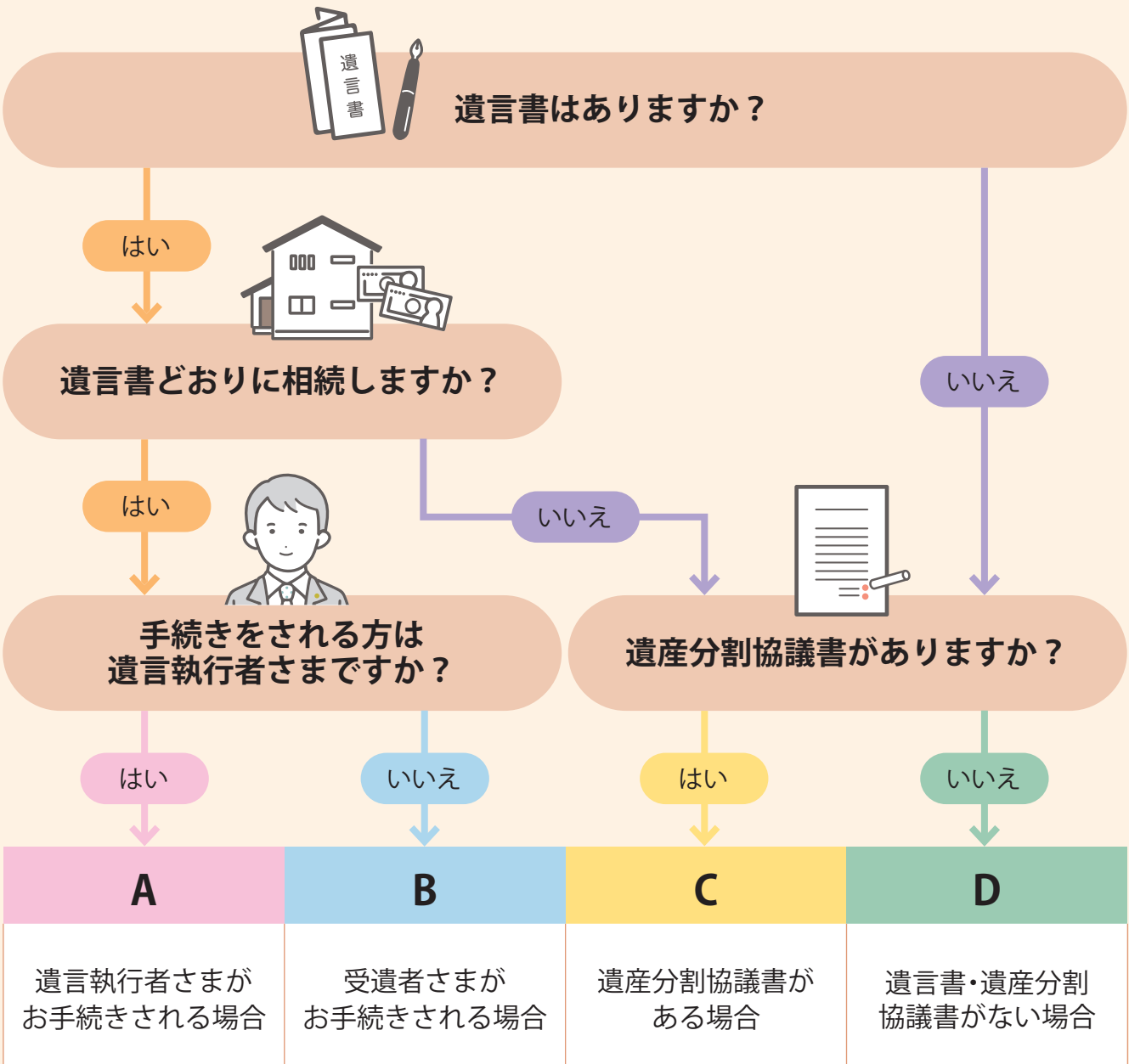
庁舎等施設案内

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

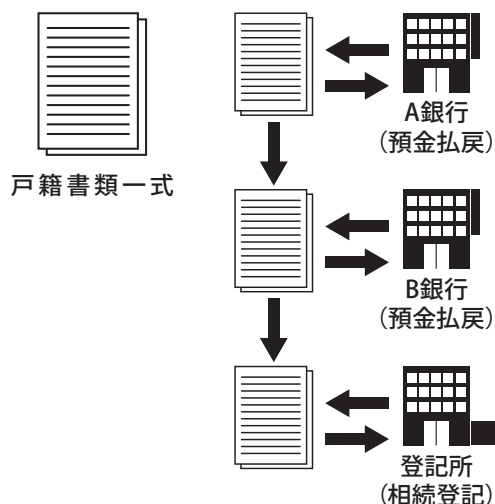
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

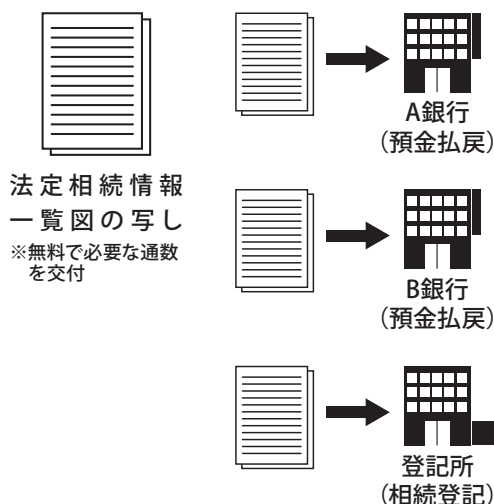
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法定相続情報

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

庁舎等施設案内

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

庁舎等施設案内

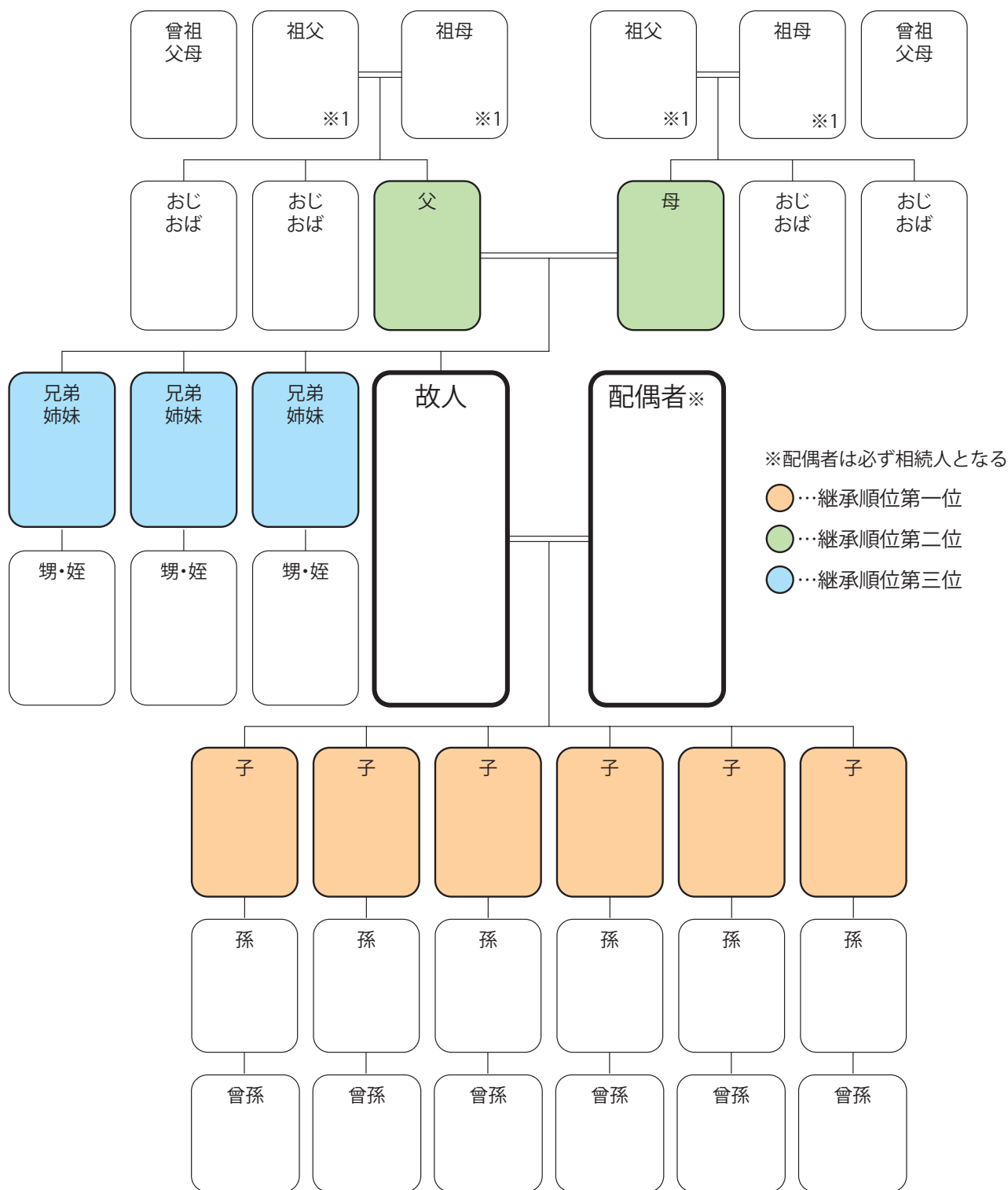
☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や公的機関などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認 (家庭裁判所)		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告 (税務署)	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付 (税務署)	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

※1 父母が存命でない場合は、祖父母が父母と同様に継承順位第二位となる



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

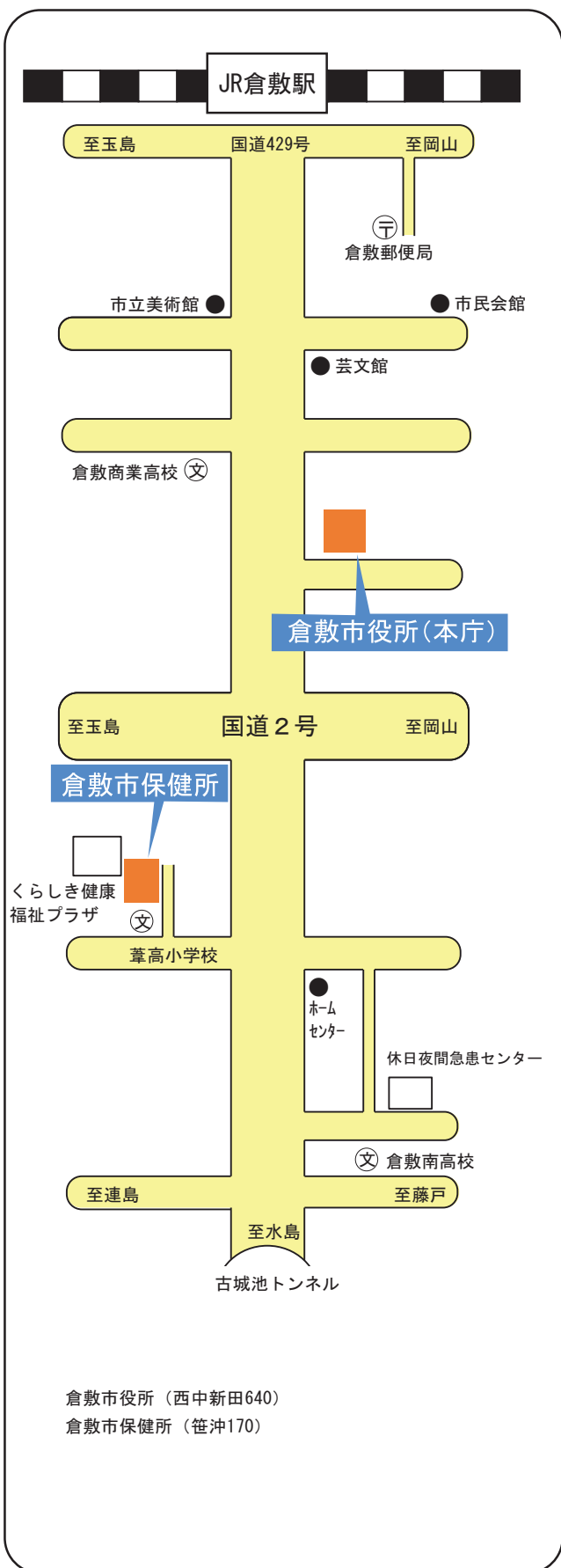
相続について

庁舎等施設案内

庁舎等施設案内

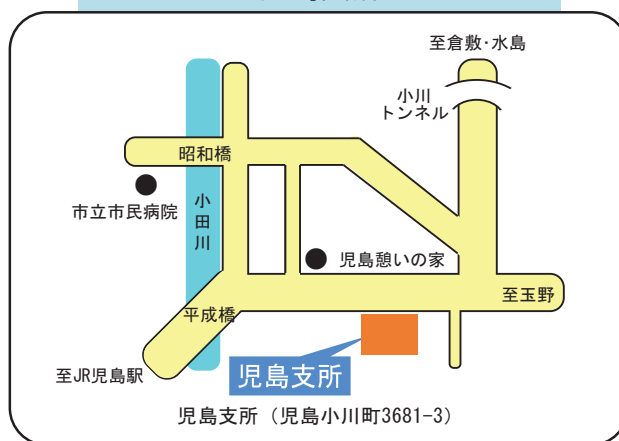
倉敷市役所（本庁舎）

倉敷市保健所

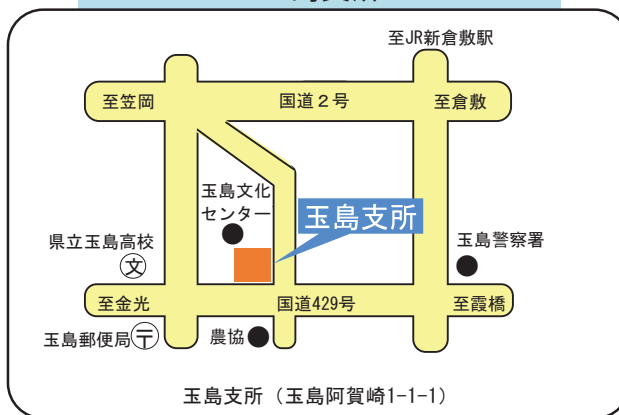


倉敷市役所（西中新田640）
倉敷市保健所（笹沖170）

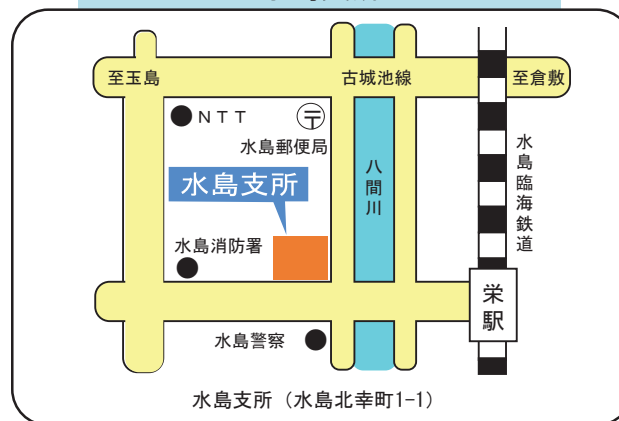
児島支所



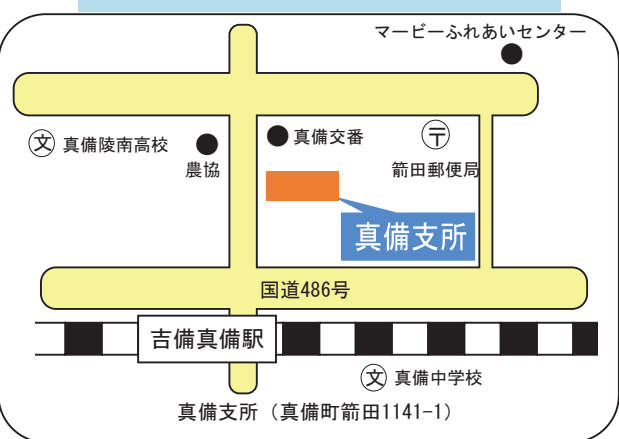
玉島支所



水島支所



真備支所



真備支所（真備町箭田1141-1）

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

庁舎等施設案内

MEMO

発 行 倉敷市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025 年 6 月

